（電気装置）

第253条の３　（略）

２　保安基準第65条の４第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　一般原動機付自転車に備える電気装置（第３号に掲げる一般原動機付自転車に備えるものを除く。）にあっては、協定規則第136号の規則5. 及び6. に定める基準とする。

二　前号の規定（協定規則第136号の規則6. に限る。）にかかわらず、一般小型原動機付自転車に備える電気装置にあっては、次に掲げるいずれかの基準に適合すればよい。

イ　国際連合危険物輸送勧告（ＵＮ38. 3）

ロ　ヨーロッパ連合における統一規格（ＥＮ15194）

ハ　電気用品の技術上の基準を定める省令（平成25年経済産業省令第34号）（ＰＳＥマークが表示されているもの）

三　原動機用蓄電池として鉛蓄電池を備える一般原動機付自転車にあっては、次に掲げる基準に適合すること。

イ　電気配線は、被覆され、かつ、車体に定着されていること。

ロ　電気端子、電気開閉器その他火花を生ずるおそれのある電気装置は、乗車人員及び積載物品によって損傷、短絡等を生じないように、かつ、電気火花等によって乗車人員及び積載物品に危害を与えないように適当におおわれていること。この場合において、計器板裏面又は座席下部の密閉された箇所等に設置されている電気端子及び電気開閉器は、適当におおわれているものとする。

ハ　蓄電池は、振動等により移動し又は損傷することがないよう確実に取り付けられていること。この場合において、車室内の蓄電池は、木箱その他適当な絶縁物等によりおおわれている（蓄電池端子の部分（蓄電池箱の上側）が適当な絶縁物で完全におおわれていることをいい、蓄電池箱の横側あるいは下側は、絶縁物でおおわれていないものであってもよい。）ものとする。

（削る）

（電気装置）

第269条の３　（略）

２　（略）

３　保安基準第65条の４第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　一般原動機付自転車に備える電気装置（第３号に掲げる一般原動機付自転車に備えるものを除く。）にあっては、協定規則第136号の規則5.（5. 2. 1. 、5. 2. 5. 及び5. 3. を除く。）及び6. に定める基準とする。ただし、一般原動機付自転車の振動等により移動し又は損傷することがないよう確実に取り付けられている原動機用蓄電池は、協定規則第136号の規則6. 2. から6. 4. まで及び6. 12. に定める基準に適合するものとみなす。

（電気装置）

第253条の３　（略）

２　保安基準第65条の４第２項の告示で定める基準は、協定規則第136号の規則5. 及び6. に定める基準とする。

（新設）

（新設）

（新設）

３　前項の規定（協定規則第136号の規則6. に限る。）にかかわらず、一般小型原動機付自転車に備える電気装置にあっては、次に掲げるいずれかの基準に適合すればよい。

一　国際連合危険物輸送勧告（ＵＮ38. 3）

二　ヨーロッパ連合における統一規格（ＥＮ15194）

三　電気用品の技術上の基準を定める省令（平成25年経済産業省令第34号）（ＰＳＥマークが表示されているもの）

（電気装置）

第269条の３　（略）

２　（略）

３　保安基準第65条の４第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　一般原動機付自転車に備える電気装置にあっては、協定規則第136号の規則5.（5. 2. 1. 、5. 2. 5. 及び5. 3. を除く。）及び6. に定める基準とする。ただし、一般原動機付自転車の振動等により移動し又は損傷することがないよう確実に取り付けられている原動機用蓄電池は、協定規則第136号の規則6. 2. から6. 4. まで及び6. 12. に定める基準に適合するものとみなす。